



島根県報

令和2年10月16日（金）

号外 第 123 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（3件）

（ ” ） 5

告 示

島根県告示第611号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	大根島線	松江市八束町波入305番1地先から同326番4地先まで	前	メートル 9.70～ 14.48	メートル 183.60	松江県土整備事務所 道路改良工事 減幅
			後	メートル 9.70～ 14.48	メートル 183.60	

島根県告示第612号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	上久野大東線	雲南市大東町塩田207番5地先から同148番5地先まで	前	A メートル 7.34～ 13.04	107.89	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 仮設道路設置 ダブルウェイ
			後	A 7.34～ 13.04	107.89	
			B 8.88～ 20.87	107.07		
"	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1362番3地先から同地先まで	前	14.26～ 15.37	29.70	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	15.37～ 24.69	29.70	
"	"	浜田市金城町波佐イ1319番37地先から同地先まで	前	7.34～ 8.90	9.49	災害復旧工事 拡幅
			後	7.34～ 13.70	9.49	

島根県告示第613号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ 1325番5地先から同地先まで	前	メートル 5.85～ 5.96	12.00	災害復旧工事 拡幅
			後	7.46～ 7.56		
〃	波佐匹見線	浜田市金城町波佐イ 1325番5地先から同地先まで	前	5.85～ 5.96	12.00	災害復旧工事 拡幅
			後	7.46～ 7.56		

浜田県土整備
事務所

島根県告示第614号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大根島線	松江市八束町波入305番1地先から同326番4地先まで	メートル 183.60	令和2年 10月16日	松江県土整備事務所	
〃	鹿野吉賀線	鹿足郡吉賀町注連川370番1地先から同910番2地先まで	39.95	令和2年 10月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	

島根県告示第615号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1325番5地先から同地先まで	メートル 12.00	令和2年 10月16日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第616号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ1362番3地先から同地先まで	メートル 29.70	令和2年 10月16日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市金城町波佐イ1319番37地先から同地先まで	9.49	令和2年 10月16日		